

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、斑鳩町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 生駒郡斑鳩町全域
- 三 測量の期間 令和七年九月一日から令和八年三月三十一日まで